

議第222号

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年11月27日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例

目次中「空き家」を「空き家等」に，「第19条」を「第21条」に，「第20  
「第3章 空き  
条」を「第22条」に，「第3章 雑則（第21条～第24条）」を  
第4章 雑則

家等対策協議会（第23条～第26条）  
（第27条～第30条）  
に，「第4章」を「第5章」に，「第25  
条」を「第31条」に改める。

第1条中「空き家」を「空き家等」に改め，「いう。）」の右に「並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行」を加える。

第2条第1号中「空き家」を「空き家等」に改め，「住戸）」の右に「又はこれに付属する工作物」を，「もの」の右に「（以下「空き家」という。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）」を加え，

同号に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「空き家」を「空き家等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定空き家等 次のいずれかに該当する状態であって別に定めるもの  
(以下「管理不全状態」という。)にあると認められる空き家等をいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第3条(第1号を除く。)、第4条、第5条(見出しを含む。)及び第6条から第9条までの規定中「空き家」を「空き家等」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

## 第2章 空き家等の活用等

第10条第1項中「空き家」を「空き家等」に改め、同条第2項中「空き家」を「空き家等」に改め、「その敷地」を削り、同条第3項から第5項までの規定中「空き家」を「空き家等」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

### 第2節 空き家等の発生の予防

第11条中「空き家」を「空き家等」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

### 第3節 空き家等の活用

第12条第1項中「空き家の」を「空き家等の」に、「当該空き家」を「当

該空き家等」に改め、同条第3項及び第4項中「空き家」を「空き家等」に改める。

第2章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 空き家等の適正な管理

第13条の見出し中「空き家」を「空き家等」に改め、同条第1項を次のように改める。

空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全状態とならないように、自らの責任において当該空き家等を適正に管理しなければならない。

第13条第2項中「空き家の」を「空き家等の」に、「当該空き家」を「当該空き家等」に改める。

第14条の見出しを「(管理不全状態となることを予防するための助言又は指導)」に改め、同条第1項中「、空き家」を「、空き家等」に改め、「、又は管理不全状態にあるとき」を削り、「当該空き家」を「当該空き家等」に改め、「又は管理不全状態の解消」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第15条を次のように改める。

(法の規定が適用される特定空き家等に対する勧告及び命令に係る標識の設置等)

第15条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告に係る特定空き家等が、なお管理不全状態にある場合において、標識を設置することによりその旨を周知することが適当であると認めるときは、管理不全状態の内容、勧告の内容その他市長が必要と認める事項を記載した標識を当該特定空き家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

2 市長は、前項の標識を設置しようとするときは、あらかじめ当該特定空き家等の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えないならない。

3 法第14条第11項の規定による公示は、次に掲げる事項をその内容とするものとする。

- (1) 市長が必要があると認める場合にあっては、命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該特定空き家等の所在地
- (3) 管理不全状態の内容
- (4) 命令の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

第25条中「第15条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第16条において準用する法第14条第3項又はこの条例第17条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者（空き家等の所有者等に限る。）

第25条を第31条とする。

第4章を第5章とする。

第24条中「及び」を「並びに法及び」に改め、第3章中同条を第30条とする。

第23条第1項本文中「職員」の右に「又は委任する者（以下「職員等」という。）」を、「建築物等」の右に「(当該建築物等が法第9条第2項に規定する場所である場合にあっては、特定空き家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立入調査又は質問をする必要があると認めるものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「職員」を「職員等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により、職員等を建築物等に立ち入らせようとするときは、立ち入らせようとする日の5日前までに、その旨を当該建築物等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるとき、又は特定空き家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立ち入らせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第23条を第29条とし、第22条を第28条とする。

第21条中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

### 第3章 空き家等対策協議会

(協議会)

第23条 法第7条第1項に規定する協議会として、京都市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第24条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2章第5節中第20条を第22条とする。

第19条中「管理不全状態にある空き家」を「特定空き家等」に改め、第2章第4節中同条を第21条とする。

第18条中「管理不全状態にある空き家」を「特定空き家等」に改め、同条

を第20条とする。

第17条第1項中「，空き家」を「，特定空き家等」に，「当該空き家」を「当該特定空き家等」に改め，同条第2項中「当該空き家」を「当該特定空き家等」に改め，同条を第19条とする。

第16条の見出し中「空き家」を「空き家等」に，「場合」を「場合等」に改め，同条第1項中「空き家」を「空き家等（法第2条第1項に規定する空家等を除く。第3項において同じ。）」に改め，同条第2項中「（これに付属する工作物を含む。）」を削り，同条第3項中「，空き家」を「，空き家等」に，「ことができない場合において」を「ために」に，「空き家の所有者等又はその連絡先を確知するために有用な」を「あって氏名その他の空き家等の所有者等に関する」に改め，「，京都市個人情報保護条例第8条第1項の規定にかかわらず」を削り，「節の規定」を「条例」に，「利用し，又は提供する」を「利用する」に改め，同条第4項各号列記以外の部分中「，空き家」を「，特定空き家等」に改め，「場合において，当該空き家が管理不全状態にある」を削り，「当該空き家に」を「当該特定空き家等に」に，「当該空き家の」を「当該特定空き家等の」に改め，同項第1号中「当該空き家」を「当該特定空き家等」に改め，同条を第18条とする。

第15条の次に次の2条を加える。

(法の規定が適用されない特定空き家等に対する措置)

第16条 法第14条第1項から第8項まで及び第11項から第13項まで並びに前条の規定は，特定空き家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）について準用する。この場合において，法第14条第13項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「京都市行政手続条例」と，「第12条及び第14条」とあるのは「第13条及び第15条」と読み替えるものとする。

(著しい管理不全状態にある特定空き家等に対する措置)

第17条 市長は，特定空き家等が著しい管理不全状態にあるときは，当該特

定空き家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該管理不全状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。

- 2 法第14条第4項から第8項まで及び第11項から第13項まで並びにこの条例第15条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、法第14条第13項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「京都市行政手続条例」と、「第12条及び第14条」とあるのは「第13条及び第15条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は第15条第1項の規定による命令は、それぞれこの条例による改正後の京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条において準用する空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項（当該命令が改正前の条例第14条第2項の規定による勧告を経ずにされたものである場合にあっては、改正後の条例第17条第1項）の規定による命令とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例第15条第1項の規定による命令に係る京都市行政手続条例第16条第1項又は第29条の規定による通知がされた場合においては、同条例第3章第2節又は第3節の規定による手続を続行して、改正後の条例第16条において準用する法第14条第3項（当該命令が改正前の条例第14条第2項の規定による勧告を経ずにされたものである場合にあって

は、改正後の条例第17条第1項)の規定による命令をすることができる。

#### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、京都市空き家等対策協議会を設置するとともに、規定を整備する等の必要があるので提案する。